

高知県公報

発行
高知県丸ノ内一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告 示	
◎「令和8年度南海トラフ地震対策優良 取組事業所認定事業」に係る公金事務 の委託 (南海トラフ 地震対策課)	1
◎「令和8年度高知県防災士養成講座実 施業務」に係る公金事務の委託 (”)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	1
◎「令和8年度食品産業連携促進事業委 託業務」に係る公金事務の委託 (地産地消・ 外商課)	1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する 意見の概要 (2件) (経営支援課)	1
○共同漁業権の消滅の登録 (漁業管理課)	2
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (”)	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	2
○宅地建物取引業法による聴聞 (住 宅 課)	3
----- 告 示 -----	

高知県告示第455号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年6月16日に指定し、公金事務を同月18日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
令和8年7月17日
高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		

高知市杉井流19番2号	株式会社歳時記屋	「令和8年度南海トラフ地震対策優良取組事業所認定事業」における講師及び審査委員へ支払う謝金及び旅費	令和8年6月18日から令和9年3月29日まで
-------------	----------	---	------------------------

高知県告示第456号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年6月19日に指定し、公金事務を同日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
令和8年7月17日
高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市本町三丁目3番39号	株式会社アール・ケー・シー・プロダクション	「令和8年度高知県防災士養成講座実施業務」により支払う講師謝金及び旅費	令和8年6月19日から令和9年3月29日まで

高知県告示第457号
介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。
令和8年7月17日
高知県知事 濱田 省司

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和8年4月1日	有限会社クライム吾川郡いの町1368－1	あおば薬局 高岡郡佐川町乙1766－1 居宅療養管理指導

令和8年6月10日	有限会社キグラ 高岡郡越知町越知甲1954－7	セーフティカプセルネットキグラ薬局 高岡郡越知町越知甲1954－7 居宅療養管理指導
-----------	----------------------------	--

高知県告示第458号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年7月2日に指定し、公金事務を同日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
令和8年7月17日
高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市河ノ瀬町45－1	株式会社HITOTOTOCORPORATION	「令和8年度食品産業連携促進事業委託業務」により支払う講師謝金及び旅費	令和8年7月2日から令和9年3月31日まで

高知県告示第459号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和8年7月17日
高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により佐川町から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和8年2月高知県告示第102号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ佐川店
高岡郡佐川町甲457番ほか
- 意見の概要
意見なし

高知県告示第460号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和8年7月17日

高知県知事 濱田 省司

1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和8年3月高知県告示第134号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール高知
高知市秦南町一丁目144番地の1

3 意見の概要
意見なし

高知県告示第461号
次のとおり漁業権の消滅の登録を行った。
令和8年7月17日

高知県知事 濱田 省司

◎共同漁業権（第五種共同漁業）（1件）

免許年月日	免許番号	漁業権者	漁業の種類	消滅の原因	消滅の登録を行った年月日
令和5年9月1日	内共第502号	室戸市吉良川町乙1937番地 吉良川淡水漁業協同組合 代表理事 田原達彦	共同漁業	放棄	令和8年6月29日

高知県告示第462号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和8年7月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和8年7月17日

- 高知県知事 濱田 省司
- 1 道路の種類 県道
2 路線名 安田東洋
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
		10.5	

安芸郡北川村島字スカ崎815番1から 安芸郡北川村島字東影山807番1まで	前	10.3	53
	後	10.5	53

高知県告示第463号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和8年7月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和8年7月17日

- 高知県知事 濱田 省司
- 1 道路の種類 県道
2 路線名 奈比賀川北
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
安芸市奈比賀字ダケ111番9から 安芸市奈比賀字ダケ111番5まで	前	11.7	191
	後	6.7	191

高知県告示第464号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和8年7月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和8年7月17日

- 高知県知事 濱田 省司
- 1 道路の種類 県道
2 路線名 柳瀬越知
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
高岡郡越知町越知字岡寺中後甲366番4		3.7	

から 高岡郡越知町越知字七九甲1007番1まで 高岡郡越知町越知字岡寺中後甲368番イ地先から 高岡郡越知町越知字七九甲1007番1まで 高岡郡越知町越知字岡寺中後甲366番4から 高岡郡越知町越知字釣井屋敷甲929番1まで	前		10.3	391
	後	A	3.7	354
		B	7.6	428

高知県告示第465号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和8年7月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和8年7月17日

- 高知県知事 濱田 省司
- 1 道路の種類 県道
2 路線名 家俊岩戸真幸
3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延長（メートル）	供用開始年月日
土佐市蓮池字轟736番3から 土佐市蓮池字轟736番4まで	10	令和8年7月17日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、高知市東部土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。
令和8年7月17日
高知県知事 濱田 省司
役名 氏 名 住 所

(退任)			〃 高橋 尚裕 〃 福井町1474番地 2			(2) 代表者の氏名 福家 淳也		
理事	大野 哲	高知市五台山4879番地	~~~~~			(3) 主たる事務所の所在地 高知市薊野西町三丁目35番29号		
〃	山本 英介	〃 〃 2169番地	土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、高知市寺地弥右衛門丸土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。			(4) 免許証番号 高知県知事（3）第2810号		
〃	安岡 範文	〃 高須新木 5 番38号	令和 8 年 7 月17日			(5) 免許年月日 令和 6 年 7 月31日		
〃	山崎 隆啓	〃 高須絶海 5 番 1 号	高知県知事 濱田 省司					
〃	横田 好平	〃 〃 6 番19号	役名 氏 名 住 所					
〃	加藤 邦彦	〃 高須1346番地	(退任)					
〃	松村 泰孝	〃 高須大島 6 番 3 号	理事	濱川 章一	高知市札幌17番 3 号			
〃	和田 稔	〃 高須大谷 2 番 9 号	〃	田内 利季	〃 比島町二丁目12番17号			
〃	田所 清志	〃 屋頭648番地	〃	小松 繁雄	〃 札幌 9 番16号			
〃	小松 孝明	〃 高須新町二丁目11番18号	〃	森岡 督雄	〃 新本町二丁目 4 番31－ 2 号			
〃	谷 泰儀	〃 大津乙551番地	〃	島崎 幸雄	〃 札幌16番24号			
〃	山地 勝弘	〃 〃 乙571番地	〃	早崎 武夫	〃 布師田1218番地			
〃	山添真次郎	〃 〃 乙479番地	〃	田内 誠一	〃 比島町三丁目10番29号			
〃	野中日出夫	〃 介良乙3281番地	監事	濱田 詮信	〃 〃 三丁目17番24号			
〃	竹内 義昭	〃 〃 乙2922番地	〃	宮田 義久	〃 一宮西町三丁目 6 番12号			
〃	中島 正根	〃 〃 丙29番地	〃	高橋 真紀	〃 大津乙526番地 1			
監事	田所 一清	〃 屋頭641番地	(就任)					
〃	津野 崇	〃 高須大谷 2 番 2 号	理事	濱川 章一	高知市札幌17番 3 号			
〃	藤田 典弘	〃 介良乙2038番地 6	〃	田内 利季	〃 比島町二丁目12番17号			
〃	野中 豊	〃 大津乙576番地 2	〃	小松 繁雄	〃 札幌 9 番16号			
〃	高橋 康範	〃 高須新木 2 番32号	〃	森岡 督雄	〃 新本町二丁目 4 番31－ 2 号			
〃	高橋 尚裕	〃 福井町1474番地 2	〃	島崎 幸雄	〃 札幌16番24号			
(就任)			〃	早崎 武夫	〃 布師田1218番地			
理事	大野 哲	高知市五台山4879番地	〃	田内 誠一	〃 比島町三丁目10番29号			
〃	山本 英介	〃 〃 2169番地	監事	宮田 義久	〃 一宮西町三丁目 6 番12号			
〃	安岡 範文	〃 高須新木 5 番38号	〃	松田 健史	〃 南金田 2 番24号			
〃	横田 好平	〃 高須絶海 6 番19号	〃	崎本 彩	〃 長浜1349番地 5			
〃	松村 泰孝	〃 高須大島 6 番 3 号	~~~~~					
〃	加藤 邦彦	〃 高須1346番地	宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第16条の15第 5 項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。					
〃	津野 崇	〃 高須大谷 2 番 2 号	令和 8 年 7 月17日					
〃	田所 清志	〃 屋頭648番地	高知県知事 濱田 省司					
〃	小松 孝明	〃 高須新町二丁目11番18号	1 聴聞の期日					
〃	田所 隆裕	〃 大津乙578番地	令和 8 年 7 月31日（金）午前10時30分					
〃	山添真次郎	〃 〃 乙479番地	2 聴聞の場所					
〃	山地 勝弘	〃 〃 乙571番地	高知市丸ノ内一丁目 2 番20号 高知県庁本庁舎 7 階会議室					
〃	土居 耕樹	〃 介良乙3290番地	3 聴聞を受ける者					
〃	竹内 義昭	〃 〃 乙2922番地	(1) 商号又は名称					
〃	中島 正根	〃 〃 丙29番地	フクヤ建設株式会社					
〃	長沢 倫代	南国市里改田403番地10						
監事	田所 一清	高知市屋頭641番地						
〃	山崎 高秀	〃 高須新町三丁目10番19号						
〃	高橋 康範	〃 高須新木 2 番32号						
〃	山添 寿紀	〃 大津乙516番地						
〃	藤田 典弘	〃 介良乙2038番地 6						